

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和4年12月5日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

1 2月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第50号所管分の審査-----	2
質疑（出口こうじ委員、水谷毅委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
議案第51号の審査-----	8
質疑（水谷毅委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
議案第52号の審査-----	13
質疑（出口こうじ委員、水谷毅委員、嶋野浩一朗委員）	
議案第58号所管分の審査-----	16
補足説明（上下水道部長）	
質疑（水谷毅委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
議案第60号の審査-----	19
質疑（出口こうじ委員、水谷毅委員、嶋野浩一朗委員、西谷知美委員）	
採決-----	23
閉会の宣告-----	23

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年12月5日(月) 午前10時 開会  
午前11時51分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 西谷知美 委員 福住礼子  
委員 水谷 毅 委員 出口こうじ 委員 嶋野浩一朗

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也  
教育総務部長 小林寿弘 次世代育成部長 大橋徹之  
上下水道部長 末永利彦  
次世代育成部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎  
同部次長 西川 聡 同部参事兼下水道事業課長 樫本宏充  
教育政策課長 松田紀子 生涯学習課長 中尾昌志  
こども教育課長 浅田明典  
経営企画課長 辻 稔 秀 料金課長 千葉郁子  
水道施設課長 井上斉之  
こども教育課参事 中川資子  
生涯学習課長代理 西川麻野

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西健一 同局書記 速水知沙

### 1. 審査案件

議案 第50号 令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分  
議案 第51号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)  
議案 第52号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算(第3号)  
議案 第58号 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の  
件所管分(第11条(摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部改正)、附則第18条(摂津市企業職員の給与の種類及  
び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)に関する部分)  
議案 第60号 摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○弘豊委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

各委員の皆様には、本日は何かとお忙しいところ、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきます。何卒慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○弘豊委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

議案第50号所管分について審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 おはようございます。

それでは、議案第50号について質問をさせていただきます。

25ページの中で、民間保育所等物価高騰対策支援金740万円、そして障害児福

祉サービス事業所物価高騰対策支援金335万円の補正予算を計上されております。それぞれの対象事業者など、積算根拠についてお聞かせください。

○弘豊委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、民間保育所等物価高騰対策支援金について、ご説明申し上げます。

こちらは、保育所、それから認定こども園、小規模保育事業に対し、高騰する電気代・ガス代の支援でございます。

積算といたしましては、令和3年度のとりかいこども園の電気料金及びガス料金の決算額に対しまして、令和4年10月公表分の大阪市消費者物価指数の対前年同月比の上昇率、電気と言いますと13.3%、ガスでいくと25.9%を乗じて、定員110名規模の施設での影響額を約30万円として想定しております。

それをベースといたしまして、利用定員別に、10万円から40万円まで10万円ごとに四つの区分を金額設定いたしまして、施設数を掛けたものを今回の支援金として計上させていただいております。

以上でございます。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金についてでございます。

物価高騰に伴う積算根拠としましては、厚生労働省が公表しております障害福祉サービス等の経営実態調査というものがございまして、その中にサービス別の事業活動費用があります。そのうちの人件費を除いた費用に大阪市消費者物価指数の上昇率3.8%を乗じまして、その額のうち

物価高騰の影響を受ける活動費用分として今回のサービス種別の支援金の単価を算出しております。単価は5万円から15万円となっております。

事業所数につきましては、18事業所ございまして、それぞれの障害児福祉サービス事業所が行っているサービスの種別に応じて支援金を加算しまして交付する予定でございます。

以上です。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 本当にいろいろなものの値段が上がって皆さん大変な中、運営されていると思います。この補正予算の支給スケジュールなど、今後について、2回目お聞かせください。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 民間保育所等物価高騰対策支援金のスケジュールでございますけれども、この補正予算を議決いただきましたら、速やかに施設へ周知しまして、1月から申請の受付を始めたいと考えております。

その後、申請書の確認を行いまして交付決定をし、順次、支援金を支給していきたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 スケジュールは、ほぼ同じでございます。12月の議決後、各事業所へ個別通知をいたしまして、併せてホームページ等でも事業所に周知を行ってまいりたいと思っております。

事業所から申請書をいただきましたら、交付決定をしまして、速やかに支援金を支給してまいりたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。すごく速いスケジュール感を持って事業所やこども園等に支援金が支給されるということです。これからもどうぞ運営よろしく願いいたします。

私の質問は以上です。

○弘豊委員長 続いて水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

今、出口委員からも質問がございました、24ページ、25ページの民間保育所及び障害児福祉サービスの支援金の内容については理解ができたかと思えます。

一つ非常に心配しておるのは、全てのものが値上がりしまして、各園所及びサービス事業所の経営も大きく影響を受けてきていると感じております。

そういう意味で、担当課としてどの程度、経営に影響が及んでいるのか、どのように園所が対応しているのか、どの程度、担当課で把握されているのか、お伺いします。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 こども教育課に係ります保育所や認定こども園、小規模保育事業の今の経営状況でございますけれども、保育連盟からも、こういった支援金の要望というものが出ておりますので、今回の支援金を考えたわけでございます。

また、9月には、給食費について補助金を計上させていただいて、議決いただいているところです。

こういった形で支援金というものを実施しておりますので、今のところ、これ以上の支援というのは必要ないのかと考えております。

基本的には、公定価格で定められている費用を給付している状況でございますので、これで賄えていると考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 障害児福祉サービスについては、大阪府が事業指定となりますので、詳細の経営状況等については押さえておりません。それぞれのサービスの申請で窓口に来られるときに、担当の方とお話をしていますと、やはり物価高騰の影響はやっぱり大きく受けているとお聞きしているところがございますので、今回のこの支援金をしっかりと活用していただければと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 園所及びサービス事業所の方々と連携を取りながら進めていると理解ができました。

特に園所でお伺いしたいのは、園が負担をする部分、例えば電気・水道などの光熱費もあれば、送迎バスのガソリン代とかいろいろなことがあると思います。その園所が負担している部分の内容と、保護者が負担をしている内容について少し掘り下げでお伺いします。

2回目、以上です。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 園所、それから保護者の負担でございます。

まず、園所で負担していただいているのは、子ども一人に係る保育に必要な金額です。これを負担していただいておりますが、この金額は公定価格で定められておりまして、国・大阪府・市でそれぞれ負担をしているところがございます。

一方、保護者負担となっておりますのは、園で提供される給食費であったり、園外保育の例えばバスの費用であったり、あとは教材、粘土であったり、画用紙であったり、

そういったものは実費徴収で保護者の方に負担していただいているところがございます。

以上です。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 園所については公定価格、要するに一人のお子さんに対してどれだけの経費が一つの指標として出されているかがポイントになると思います。

これから国の動き、世情の動きで公定価格の見直しも出てくるかも分かりません。

また、保護者の負担としては、ご答弁いただきましたように、給食費・バス・材料費、全て高騰が影響する、大きな課題であると思います。

今回、令和4年度の補正で予算が組まれております。来年、再来年もなかなか厳しい世の中が続いていくと思います。

そういう意味で、教育委員会として、今後どうしていくのか、やっぱり先手先手で考えてやっていく必要があると思います。

それは園にとってもそうですし、保護者の皆さんにとってもそうであると思います。

今、方向性が出てないのでお答えしていただくのは難しい状況かと思えます。例えば国でこうしましょうというのが出てくるかも分かりませんし、もし、それが遅れてきた場合、来年の春を迎えてしまいます。

そういう意味で、教育委員会、そして市長部局ともよく相談していただいて、財政的にどうしていくのか、もし国から後追いでも補正が出ればなおのこといいわけですけども、その辺を見越した上で、園も保護者も心配なく子どもを本市で育てることができるようになりたいことを要望して終わります。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。  
それでは、私も質問させていただきます。  
まず、補正予算書の24ページになります。

先ほどから質問が出ております民間保育所等物価高騰対策支援金、並びに障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金でございます。

この内容やスケジュールにつきまして、先ほど、出口委員が質問されて答弁がありましたので、理解はいたしました。

私がこの議案書を拝見して最初に疑問に思ったのは、この支援金については、全て一般会計から出されています。このような性格の支援金であれば、今までの流れでいうと、恐らく国から方針が決められ、それに基づいて交付金であるとか、国庫補助が付いた中で、それを市町村としてやっていくのが一般的な流れではなかったのかと思っています。

ただ、今回の補正予算書を拝見しておりますと、一般財源ですけれども、国もしくは上部団体から、今後このような支援金に対して何らかの方向性が示されているのか、その点について確認の意味でお聞かせいただきたいので、よろしく願い申し上げます。

それと、小学校費と中学校費の給食費につきましてお聞かせください。

賄材料費が今回増額の補正が組まれております。これは先ほどから出ておりますように、いろいろな物価高騰に伴う措置と思います。

原則として賄材料費については、保護者の皆さんに負担をしていただく、それ以外の人件費であるとかは行政として公費投入していくのが原則だと思います。

しかし、今の様々な物価高騰を踏まえた

ときに、賄材料費の全てを保護者の方に負担していただくのは無理だろうということで、一部例外的な取り組みがされているのではないかと私は理解をしております。今回の補正もその一環と理解はしております。

そういった状況を踏まえた中で、もし無理なら無理で結構ですけれども、現在の賄材料費の公費負担している分を、保護者の方に負担をしていただくことになればどの程度の影響があったと試算をされておられるのか、お聞かせください。まだ方針が決まってもなくても結構ですけれども、次年度以降も恐らくこの物価高騰という流れは止まらないのかと思っています。現在、給食事業を進めておられる中で、摂津市として持ち出しを行っているわけです。これを次年度以降も続けていこうとお考えなのか。まだ正式には決まっていないのかもかもしれませんけれども、担当課として事業を行っていく中でどのようにお感じなのか、お聞かせいただきたいので、よろしく願い申し上げます。

1回目の質問は、以上でお願いします。

○弘豊委員長 それでは、石原部参事。

○石原次世代育成部参事 民間保育所等物価高騰対策支援金と障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金の件でございます。

今回、予算書の11ページにあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億4,298万3,000円の歳入でございます。この二つの事業は、それぞれこの交付金の対象のメニューとなっております。

ただ、ほかの事業に財源が当たっておりますので、予算上では一般財源となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

それと、今後ですけれども、今のところは国・大阪府から同じようなメニューというのはまだ示されていないところでございます。

以上です。

○弘豊委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 もし、今、保護者に負担いただくとするならば幾らになるかというご質問につきましては、1食当たり単価18円のご負担と考えております。

月額で4,000円頂いている方であれば、単純に給食が月20日間とすれば1か月当たり360円プラスの4,360円になる計算にはなりますが、賄材料費は年間の食数で計算をしておりますので、単純に月360円の増とは言えませんが、その程度までは上がっていくと考えております。

また、それが次年度以降どうなっていくかというお問い合わせでございますが、正直申しまして、現在、令和5年度の予算編成に向けて検討しているところでございまして、今後どうするかという方針は出ていない状況でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、物価高騰対策支援金です。形の上では交付金として措置がされている。見かけ上、一般財源から出ているように見えるけれども、摂津市の持ち出しではないという理解でいいのか、もう一度お聞かせいただきたいので、よろしくお願いたします。

それと、学校給食です。大体、1食当たり18円の値上がりがあるだろうと計算されておられる。それを掛けていって計算していくことで理解はいたしました。

この措置を今後どうしていくのかにつ

いて、次年度の方向性を協議もされておられるということです。この点について理解をいたしましたけれども、やっぱり原則、賄材料費は保護者の方に負担をしていただく。しかしながら、全体の物価が上がっていったら、それから賃金が上がっていかばいいのですが、賃金がなかなか上がらない状況と一部言われている中で、本当に給食費をどうしていくのかは難しい課題と思っております。

あくまでも例外的な措置とはいえ、行政としてこれから負担を軽減するために何らかの支援をしていくことになれば、いつ、その措置をしていくのかについても非常に難しい判断を迫られると考えております。この点については様々な角度からご検討いただいて、次年度以降の方向性をしっかりと示していただきたい要望として申し上げます。

1点だけお願いいたします。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 財源でございますが、予算書の31ページのところで、中小企業等物価高騰対策支援金、2億8,000万円を計上しております。そこに今回の交付金1億4,298万3,000円が上がっておりますので、現在、財源としましては、民間保育所等物価高騰対策支援金と障害児福祉サービス事業所物価高騰対策支援金につきましては一般財源で対応しているというところでございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 摂津市があくまで一般財源として持ち出しをしている状況とのことで分かりました。

冒頭にも申し上げましたけれども、私は、本来このような支援金は交付金措置等がなされるべきと思っております。それぞれ



の市町村の持ち出しがないことが私は基本とっております。

ただ、今は摂津市として判断をされていること自体は、私は非常に的を射た取り組みとっております。今後、水谷委員もおっしゃっておられましたけれども、国として、恐らく何らかの対策をやるだろうと思っております。それをしっかりと見据えながら取り組みをしていただきたい。もし、国にそういった方針が定まらなかったときに、摂津市としてどうしていくのかは、それぞれの事業所の状況をしっかりと見定められた上で適切な判断をお願いしたいと、要望として申し上げておきます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 今回、皆さん、物価高騰に対する対応について様々質問をされておられます。私からは、今後もさらに値上がりすることが想定されるのであれば、次年度の予算についても考慮いただければと要望しておきます。

一つだけ質問させていただきます。40ページの公民館費の補正額として616万5,000円の光熱水費について、試算を詳しくお聞かせください。

こちらも一般財源であります。先ほど嶋野委員のご質問にもありましたが、今後はこういった形で来年の予算額を組むのかお聞かせください。

○弘豊委員長 中尾課長。

○中尾生涯学習課長 公民館費のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、光熱水費、特に電気代の燃料費調整額が値上がりをしております。これに伴いまして料金が上がっている状況です。

このあたりを令和3年度と比べまして、その増加率と今後半年間の使用量分を計算させていただいた金額を算定させてい

ただいております。

今後につきましては、令和5年度当初予算を、今、検討させていただいているところでございます。今後どのような形でこの電気代をどうしていくのか見据えながら、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 燃料代費に関しても春以降どんどん値上がりしている現状があって、その予測は、株価予想じゃないんですけども、なかなか私どもで試算するのは難しいと思います。公民館利用に当たって、光熱費が上がっていった場合、利用料に波及することはあるのかお聞かせください。

○弘豊委員長 中尾課長。

○中尾生涯学習課長 公民館の使用料に関しましては、この光熱水費高騰に対しましての影響はございません。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 やはり光熱費が上がってきた場合、一般財源になると思うので、そのあたり、なかなか予算組みが難しいかと思えます。それも見越して途中で補正をなるべく組むことがないよう組み立てていただきたい。

以上、要望です。

○弘豊委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

次に、議案第51号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

全体的には給料とかの補正が多いと思います。私からは、予算書の2ページに追加として四つの事項が載っております。4番目にOA機器管理事業の封緘機借上料があります。

今までもこの機械は使っておられたと思います。今回の予算計上に当たっての内容についてお聞かせください。

もう1点は、18ページになります。

給与であるとか、人事に関わってくる部分がありますのでお答えできる範囲だと思います。昇給のところでは補正前後の内容が記されています。一つ気になったのは職員数Aです。補正前は合計36名で、補正後は33名になっています。後に審査します下水道事業会計は同じ人員だったと思いますけども、この内容についてお聞かせください。

1点目、以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、水谷委員のご質問の一つ目、OA機器管理事業の封緘機借上料について、お答えさせていただきます。

予算計上の内容でございますが、料金課につきましては年間約10万通の発送業務がございまして、それに関わる封入、まず封筒に請求書ですとか督促のものを同時に封入と封緘できる機械がございまして、それを債務負担行為させていただきまして、5年間の保守付きとして580万1,000円で計上させていただいております。

す。

以上でございます。

○弘豊委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 18ページの補正前後の職員数の減に対する状況についてご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、補正前が36名、補正後33名で、補正前後で3名の減となっております。

こちらにつきましては、36名いた職員が33名に減となったわけではございませんで、同予算書の15ページをお開きいただければと思います。こちらの給料及び手当の増減額の明細の中で給料のその他の減少分、職員数の異動状況の一番右の欄をご覧くださいと存じます。

こちらに補正前ということで、現に在職する職員数、令和4年2月1日現在で33名、それが増減予定のプラス3名を見込んで36名の予算計上をさせていただきました。

こちらにつきましては、予算計上時に33名在籍しておいた正職員、プラス、その段階で欠員状態にある、もしくは増員を希望していた人数がプラス3名で、その3名が仮に水道事業会計に配属になった場合、正職で給与が払えるための予算措置を行ったものでございます。

しかしながら、補正後、こちら上段、その1個上の段をご覧くださいと思いますけども、令和4年11月現在では33名で増減はゼロということで、現在33名の勤務体制を取らせていただいておりますので、実際につきましては、補正前後で在籍する職員数に異動というか、プラスマイナスはございません。そのような状況でございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 2点についてご答弁いただきました。

まず、封緘機の内容については理解できました。毎月、すごい数になると思います。やっぱり傷む部分も多いかと思えます。

それでお伺いしたいのは、今後、この料金課が行っている業務を委託していくことで既に予算も出ているかと思えます。

この委託についてのスケジュール感と、それから平たく言えば、委託をするのであれば封緘機が必要なところもあります。現在、職員でやっておられるところと、委託後に職員が担当する部分です。例えばいろんな備品は手持ちを使うけども、その辺の範囲を教えてください。

2点目の人員の件ですけども、内容についてはよく理解ができました。

少し心配しているのは、36名で、ある意味オーダーを出されたけれども補充がなかったと解釈できる部分もあります。

市長部局もいろんな給付金があったり、マイナンバーカードなどで、市長部局自身が人のやりくりを非常に苦労しておられるのも見受けられます。心配しているのは、本来は36名が必要なところを33名で実務をしていると考えたとき、一人の人がいろんな仕事を兼務したりするということです。最終的な目標は安全・安心な水道を市民の皆さんに届けることだと思いますが、そういう部分に影響がないのかどうか、心配をしております。

前回の内容になりますけども、車の車検切れなどありました。そういう細かいところでいろんな影響がないのか、心配をしております。

要望としますけども、必要であればやっぱり声を上げていただいて、より安全・安心な水を提供できるようにお願いします。

2回目、以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、2回目のご質問についてお答えします。

まず一つ目ですけども、委託のスケジュールということですが、こちらは包括委託となります。

包括委託につきましては、公募プロポーザルで業者を決定いたしました。決定したのが11月11日で、この後、12月中に契約を締結いたしまして、引き継ぎは契約を締結してから3か月ほどかけて進めていこうと思っております。

それと、二つ目のご質問についてお答えいたします。

今回の包括委託ですけども、今のところの予定でございますけども、料金課の人員がなくなるわけではございません。

今の予定といたしましては、3名ほどで考えております。

内容につきましても、今、経営企画課がやっている宿日直業務に併せまして、現在委託しています、料金課で契約している開閉栓と検針業務で、あとは、今、直営でやっております、料金課の受付です。窓口も含めました受付で、あと、収納関係につきましては、滞納の対応も含まれております。それと、料金調定が含まれているんですけども、一気に包括委託に移行するわけではなく、先ほどの説明のとおり、料金課業務の一部を残す予定でございます。

3名ほど予定しておりますが、その中で封入とか封緘する作業も検討ということで、とりあえず初めての包括委託になりますので、試行段階しながら5年させていただいて、次の5年に移行できるように、いろんなことを、コストダウンとかも考えながらやっていこうと思っております。

この5年間でいろいろ検討してということで良い方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 料金課の今後のスケジュールについてはよく分かりました。ご丁寧にありますありがとうございました。

移行期間を設けることで理解ができました。

現在、大阪府下でも幾つかの市町村が収納部分について委託をしていることもお伺いしております。恐らくほかの市の状況も見学に行かれたり、意見交換をされていることだと思います。移行に当たって発生した様々な事象を先読みしていただいて、混乱がないように進めていただきたいことを要望します。

ある意味、料金の件については、市民の方と一番最前線で接する部分だと思います。ほかの水道事業は漏水があったりとかそういうときに市民の方と接触するわけです。料金課がある意味、市民の声を一番よく聞けるポジションだと思います。そういう意味合いでお話していただいたと思います。本来の水道事業に注力できるようにしっかり新たな体制で料金課も臨んでいただきたいことを要望して、終わります。

○弘豊委員長 それでは、続いて質問はございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 今回の補正の内容につきましては、決算の数字が確定したことによってこの補正を組まれ、それも人件費の関係だろうと理解をしております。

お聞かせをいただきたいのは、2ページのところです。追加されている部分で、配水管整備事業です。鶴野四丁目7番地内の

配水管の敷設工事と南千里丘4番地内の配水管の敷設工事です。この内容についてまずはお聞かせをいただきたいのが1点です。

それと、限度額の設定です。先日の本会議の中で、リサイクルプラザから茨木市の環境センターに架ける橋りょうが、物価高騰で原材料が高騰しているということで、増額の変更がなされました。

それは即決されましたが、恐らくこの限度額を設定される中、様々な物価高騰を踏まえた上で組まれていると想定しております。その点についても確認をさせていただきたいので、よろしくお願いたします。

○弘豊委員長 井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、ご質問の1点目、配水管整備事業の内容と限度額の設定についてお答えいたします。

まず、配水管整備事業は、管路の耐震化や経年管の更新を行っておりますが、施工箇所につきましては、敷設後、相当年数が経過する古い管から管路の重要度や、修繕履歴を基に箇所を選定しております。

今回、鶴野四丁目7番地内、そして南千里丘4番地内の工事2件につきまして債務負担行為を上げさせていただいているところでございます。鶴野四丁目地内の管路につきましては、昭和57年に敷設されておりまして、塩化ビニル管とダクタイル鑄鉄管でございますが、平成28年以降で、8件の漏水修繕を行っております。

この工事の内容につきましては、ビニル管及びダクタイル鑄鉄管を更新いたしまして、ダクタイル鉄管φ75ミリを314メートル、φ100ミリメートルを延長297メートル、φ150ミリメートルを延長218メートル、φ200ミリメートルを延長75メートル埋設する工事ござ

います。

また、南千里丘4番地内の工事でございますが、今の既存の配水本管につきましては敷設年度が昭和39年と古いものになっております。

平成28年には、当該箇所西側においても漏水が発生しておりまして、更新の優先度は高い環境になっております。

この工事につきましては、この配水本管と併せて併設する配水支管を更新するものでございまして、ダクタイル鉄管φ150ミリメートルを延長92メートル、φ200ミリメートルを延長100メートル埋設する工事でございます。

この限度額を設定するに当たり、物価の高騰、材料の高騰についての見込みをどうしているかでございます。

今までは、市場の一般に出ております物価版を基に、年度当初、単価を決めまして積算をしておりました。ただ、昨年来、原材料の高騰がございまして、その算定に当たっては最新の単価を使って金額積算をさせていただいております。

今回の限度額の設定に当たりまして、最新の単価、つまり物価版の単価でもって確認をさせていただいて、計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ありがとうございます。

鶴野四丁目と南千里丘4番地の2か所の配水管を今回更新される根拠というか、両方とも相当に敷設から年度が経っていて、実際に漏水も発生しているところで、この2か所を選出されたことは理解をいたしました。

お聞かせいただきたいのは、事務の流れ

です。今回、この補正予算が仮に可決をされたとすると、いわゆる入札に関して一定用意ができるようになっていくわけです。次の第1回定例会の中でこの入札の案件が出てきて、実際の工事に入っていくと考えております。なぜそういうことをお聞きするかというと、要は原材料費の高騰の話です。

先ほど、井上課長からお話いただいたように、最新の物価状況から算定をされているということです。これが、例えばあと何か月かたったときにどうなっているのかについては少し分からないところもあると思います。さらに上がっている可能性もあると思います。

そういったことを考えたときに、今回の限度額が本当に妥当なものなのか、少し慎重に見ていくべきと思っています。今後のこの事務の流れをはじめ、限度額の今後の考え方についてお答えできるのであればお聞かせいただきたいので、よろしくお願いいたします。

○弘豊委員長 井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、今後の材料費の高騰についての見通し、限度額の設定に当たっての見通しということでございます。今後のスケジュールといたしましては、今回、議会で議決いただきましたら、1月中旬ぐらいまでにはまた積算をいたしまして、工事の予定額を確定していくこととなりますが、この際に、その時点での単価を反映して積算をさせていただくことになろうかと思っております。

今、限度額については最新の単価でもって設定をさせていただいているわけですが、万が一、これがその想定を超える内容で増額ということであれば、来年の全体的な工事の発注の中でその内容を見直

ししていく必要も出てくるかと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 末永部長。

○末永上下水道部長 井上課長から答弁ございましたが、補足説明させていただきます。

先ほど、嶋野委員からありました第1回定例会で報告というところでございますが、一般会計におきましては、地方自治法の中で、予定価格が1億5,000万円以上のもは議決とされていますが、地方公営企業の業務に係るものは適用除外となっております。議会への報告は、公営企業の場合の大型物件に対しても定例会での契約締結の報告というのは適用除外で報告はないところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 内容については分かりました。ただ、私心配しているのは、本会議で即決になりましたけれども、実際に行おうとしている事業は、原材料費の高騰により増額で出てきたわけです。

もちろん限度額ですからある程度余裕を持っておられるとっておりますが、今、最新の物価状況を見られて算定をされた限度額と今後の原材料費の価格がどう変化していくのかは分からないところもあります。そのときの状況を見ながら、ある程度余裕を持った中で、入札等にかかっていただくべきだろうと思っております。そのことが準備できていると思っておりましたけれども、そこを確認したい意味で今回質問させていただきました。

今回、この補正予算が仮に可決をされたとして、今後、実際に事務に入っていかれるわけです。

先ほどおっしゃっておられた、1月の段階ではある程度その準備ができているし、その価格もある程度見ていきながらというお話があったと思っております。

最終的には次年度の予算の議論の中に出てくるわけです。その点もしっかりと様々な状況に対応できる準備をしていただいて、この取り組みが前に進んでいくようお願いをしておきます。

この工事が滞ることになれば、やはり市民の方に様々な形でご不便をおかけすることになるかも知れないので、しっかりと工事が順調に進んでいく準備をしていくことが大事だと思っております。その点、様々な状況を想定した中で準備に当たっていただきたいので要望として申し上げます。

以上です。

○弘豊委員長 ほか、質問ございますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 それでは、3ページ、支出の中の配水管整備事業費が409万1,000円減額になっている経緯についてお聞かせください。

○弘豊委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 補正予算書3ページの配水管整備事業費、409万1,000円の減額補正の理由についてでございます。

今回の補正につきましては、主に人事異動及び人事院勧告に伴います人件費関係の補正がございます。

こちら、配水管整備事業費という予算科目に紐づいております職員の人件費に増減がございました。

人数については増減がないんですけれども、ただ、退職した職員の補充が10月までなされなかったことによる人件費の

執行差金とかがございました。あと、職員の単価差、つまりコストが高い職員の代わりに、比較的コストの低い職員がその予算科目に紐づいたことで、そちらの執行差金がございます、この予算科目の減額補正となりました。

以上でございます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 配水管自体の事業ではなく、人事異動というか、人件費関係でこのような金額の補正が発生したということと理解いたしました。

ただ、コストが高い方が退職され、やはり経験という点では水道事業において非常に大事になってくると思います。補充が10月までできていなかったということです。先ほど、水谷委員もおっしゃっていましたように、人員体制をしっかりと整えていただきたいと思います。先ほど、嶋野委員も質問された中に、様々な場所で漏水があったこともお聞きしています。市民生活に影響が出ないように維持管理をしていただけるよう要望させていただきます。

以上です。

○弘豊委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 補正予算書2ページのマンホール蓋取替工事の債務負担行為が追加されております。この三つの事項をお教えてください。例えば、マンホール取り替えが何か所とか、マンホールの寿命等々もお聞かせいただければありがたいです。

続きまして、15ページ、職員数の異動

状況です。補正前はパートタイム会計年度任用職員、短時間勤務職員がいらっしやらなかったんです。今回新たに1名を採用しています。答えられる範囲で、今までいらっしやなかった分、どういうお仕事をされているとか、内容についてお聞かせください。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事

○樫本上下水道部参事 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目、債務負担行為についての内容のお問いにお答えさせていただきます。

この工事につきましては、全て水道施設課が発注する配水管敷設工事のところの範囲における、マンホール蓋の取り替えになっております。

一つ目、鶴野四丁目7番地内の配水管敷設工事に伴う下水道管マンホール蓋取替工事につきましては、工事範囲の中にはマンホール蓋が21か所ございまして、そのうちの12か所を取り替えて、段差調整を9か所行う予定になっています。

それから、次、南千里丘4番地内の配水管敷設工事に伴う下水道管マンホール蓋取替工事につきましては、公共下水道管としてあるマンホール蓋は3か所ございます。

それから、もう一つは、既設雑排水管と言われるものですが、このマンホール蓋も3か所ございます。この計6か所について、取り替えを行うという内容になっております。

以上でございます。

○弘豊委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 15ページの補正前後で短時間勤務職員が1名ふえているということでございます。こちらにつきまし

ては、下水道事業会計で、現在、1名、育児休業を取得しておる職員がおります。その職員の補充といたしまして、会計年度任用職員を採用させていただいております。現に在職する職員数そのものは、育児休業の関係では変動ございませんが、代替要員といたしまして、会計年度任用職員1名が増となっております。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 マンホール蓋のご説明、ありがとうございます。

21か所のうち12か所を交換、段差調整が9か所で、南千里丘4番地の公共下水道管理事業と雑排水管等管理事業、計6か所とおっしゃっておりました。この限度額、双方とも全く同金額でございます。これは別として考えたらいいでしょうか。

あとマンホール蓋の交換、どれぐらいで交換されるのか、お聞かせください。

そして、職員数です。本当に育児休暇を取りやすい環境にあるという見解をお聞きしました。これからもそういう働きやすい職場にしてください。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 それでは、2回目の質問についてお答えさせていただきます。

まず、南千里丘4番地内の公共下水道管理事業と雑排水管等管理事業、これは公共下水管の施設なのか、あるいは雑排水管の施設なのかというだけのことございまして、要は予算の振り分けの関係の中でこうなっていますけど、マンホール蓋そのもの自体については、物は一緒ですので、同じように取り替えを予定しております。

また、マンホール蓋の取り替えについてですけれども、これは基本的に、今のマン

ホール蓋については、がたつきとか飛散の防止の機能がついております。そういうものにつきましても機能がなくて古いものだと、その機能がついていない分もございまして、それをつけている分に取り替える。その必要がないものについては、段差の調整などで対応させていただくものです。

以上でございます。

○弘豊委員長 西川次長。

○西川上下水道部次長 少し補足をさせていただきますと、公共下水道管理事業と雑排水管等管理事業の違いでございますが、合流区域でございますので、公共下水道管が既存に入っております。

それに加えて、現地で、公共下水道管が入る前に雑排水管として、用水管であるとか、それから、未接続の管渠が入っております。その管渠が重複して入っているということで、今回、蓋を変えさせていただくというものでございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ご説明、ありがとうございます。

以前に西谷委員からありました提案のデザインマンホールも視野に入れていただいて、そして、人がよく歩くところで、よく滑るマンホール蓋があるので、何か滑りにくい工夫などもしていただければありがたいです。

以上です。

○弘豊委員長 次に、水谷委員。

○水谷毅委員 質問させていただきます。

補正予算書の2ページになります。今も質問がありましたが、地域的な対象は、鶴野四丁目、南千里丘4番地内で、先ほど審査しました水道事業会計と同じと拝見しました。



平たく言って、せっかく一旦掘り起こして、埋めるのであれば、一気にやっつけてしまおうと、同じだけの年数を経過しており、今後、入札をしていくと思います。その取り扱い業者は、同じところで選定していくのでしょうか。

1回目、以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

業者については、同じところでやっております。

○弘豊委員長 西川次長。

○西川上下水道部次長 少し補足をさせていただきますと、下水道事業、水道事業に分かれておるんですけど、まず、設計書を一緒にしまして、そして、入札を同時に行うということでございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 業者は同じところということですが、これは、よっぽど特殊な工事でない限り、そうなると思います。一緒にやっってしまうのはよくある話だと思います。水道事業と下水道事業と今回の限度額を見ると、桁が違ふと思います。一般的に設計とか、実際の工事費、水道と下水道でどういう案分をしているのか。一概に言えない部分もあると思いますが、一定のルールとかありましたら、教えてください。

2回目、以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 このマンホール蓋の取替工事につきましての基本的な考え方としましては、マンホール蓋の取替は、舗装工事の範囲の中のマンホールなどが対象です。まず、その舗装をやる前に蓋の取替の工事を行いまして、その分にかかった部分についての仮復旧、そこに

ついては、全部、下水道で積算しております。最後につきましては、その調整をしながら合わせていくという形で取り組んでおります。

以上です。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ご丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

これから、年度末にかけまして交通量もふえてくると思います。とりわけ鶴野四丁目のこの地域は、朝夕の交通量も多いところでもあります。そういう意味で、地元にしっかり説明していただいて、何のためにこれをするのかを理解していただいた上で工事を進める。説明の有無で、やっぱり協力していただける度合いも違いますし、現場のいろんな意見もあると思います。今まで何年も振動を我慢してこられたとか、工事をした後で聞いても、なかなか対応はできないけども、工事をする前に聞いてすれば、少しの対応だったらできることもあると思います。そこに住人がいることを意識していただいて、安全に工事を終わらせていただけますように要望しまして、質問を以上といたします。

○弘豊委員長 続けて、質問ございますか。嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 非常に単純な質問をさせていただきます。私も債務負担行為で、単純に気になっているのが、南千里丘につきましては、公共下水と雑排水管と別々でマンホール蓋の取替を計上されておられます。鶴野四丁目につきましては、雑排水管についてはないということです。そこは、当然、鶴野四丁目の方だって生活排水が出てくるわけです。そういった点については、なぜこのようなことになっているのか、簡単な質問ですけども、お答えく

ださい。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど西川次長から説明がありましたとおり、南千里丘につきましては、公共下水道管が整備される前の管が残っており、公共下水道管を整備するときに、まだ用水機能として残っているという理由で、雑排水管といわれるものが残っていた経緯がございます。鶴野地域につきましては、そのような用水管が当時からなく、下水道管しかなくて、雑排水管と言われるものが存在しておりませんので、ここにつきましては、蓋がないため、蓋を取り替える必要がないということになっています。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 分かりました。

○弘豊委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 ほかにないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

次に、議案第58号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

末永上下水道部長。

○末永上下水道部長 議案第58号、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

今回、お願いいたします条例制定の内容は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月に施行されることに伴い、関

係する条例において所要の改正を行うもので、水道事業及び下水道事業に係る第11条について、補足的にご説明申し上げます。

なお、議案参考資料、条例関係その1の84ページから85ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

議案の18ページをお開きください。

第11条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するもので、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条、第11条及び第21条では、地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が新設されることにより、規定の整備を行い、附則第2項に、定年の引き上げに伴う給与に関する特例措置として、企業職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給与は、摂津市一般職員の給与に関する条例、附則第24項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して、管理者が定める旨を加えたものがございます。

以上、議案第58号、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○弘豊委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

世の中自体が定年制の延長とか様々あると思います。今回、この改正によって、担当部署として影響を受けることがあるのかどうか、お聞かせください。

以上です。

○弘豊委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 当該制度の開始により、影響があるのかどうかでございます。

現在、職員の定年は60歳でございます。現在の再任用制度がありますけれども、この定年延長がなされることによりまして、退職の年度が当然、後々に引き延ばされていきます。

我々、60歳を迎えますと、まずは、今まででしたら、退職でございましたけれども、延長された定年まで引き続き勤務をするのか、それとも60歳で一旦辞めて定年前の再任用制度に移行するのか、非常に選択肢がふえてくるわけでございます。ですので、職員の配置そのものが定年まで働く人を当てにして配置を組むのか、それとも一旦退職をされる方の意向に伴って新たに職員を配置していかなければならないのか。当然、残される者にとっても非常に考えるべきことが多くなるのかと思っております。

ただ、逆に考えますと、我々職員も、通常であれば、60歳で退職となりますが、本人が希望された場合は、それが延長された定年の年度まで働いていただけということになってきますので、その辺はプラスに考えたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 延長については、定年を選ぶのか、再任用を選ぶのかで、全体のシフトといいますか、人員の確保が非常に悩ましい部分であると思います。大きくは、本人自身のこと、それから、企業全体のことと、両方あると思います。

個人的なことと言えば、住宅ローンの計画があったりとか、様々なご家庭での計画もあろうかと思っております。どちらかというと、

現状予測でもあります。やっぱり体力的な部分もあろうかと思っております。どう解決していくかという、やはり懇談をしっかりと取って、その意思確認であったりとか、今まで以上に工夫していただきたい。コミュニケーションを取りながら、やっぱり思っていたのと違う動きをすると、企業全体としてもマイナスになってしまいます。日常のお仕事も忙しいと思えますし、働いている場所が想像と違ったりということもあると思えます。ここにいらっしゃる管理職の皆さんが知恵を絞って話し合う機会をふやしていただきたいと思えます。

企業全体としては、今の職員の年齢分布とか把握はできてないんですけども、その辺も加味していただいて、新しい人材も登用していかないといけない。また、経験の多い方のノウハウも生かしていかないといけないという二つの大きな課題があると思えます。課長からもプラスに考えたいという話がありました。そのように反映していただけるようご尽力をいただきたいことを要望します。

以上です。

○弘豊委員長 続けて質問ございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今回の議案第58号につきましては、地方公務員法の改正で、定年年齢の延長ということですので。このことにつきましては、私はむしろ遅かったぐらいだと思っております。当然、この流れになるだろうと皆さんも想定されていたと思っております。ただ、実際にこの条例が一部改正をされて施行されてまいりますと、年が明けて、令和5年3月末に定年退職される方は60歳です。それ以後、影響してくるわけです。水谷委員もおっしゃっておられましたけれども、それぞれのライ

フプランが今までであったわけで、そこに影響がないよう最低限配慮していかなければならないと思っております。

そのことについて、当該職員の方にどうされるのか、60歳で一度区切られて、その後は違う立場で職務をされるのか。もしくは、60歳以降も今までどおりの身分として働いていかれるのかについては、しかるべきタイミングでその方の意向をお聞きしていく。それを踏まえて次の体制を考えていくことが大切だと思っております。その点について、どのようなタイミングでその方の意向をお聞きしていくのか、今、お考えのことがあればお聞かせください。

○弘豊委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 本人の意思確認、情報提供のタイミング等々でございます。当然、60歳を迎えた日以後の次の年度、そのまま働いていただけるかどうかは、おっしゃるように、本人のライフプランにとっても非常に重要なことでございますし、職場にとっても非常に重要なことだと思います。

通常ですと、60歳を迎える年度の年明け2月に退職者説明会が行われます。これは、60歳に到達する年度の方が対象でございます。こちらでは、受け取られる退職手当の説明でございますとか、あと年金のお話とか、健康保険のお話などが行われて、それでは非常にタイミングとして遅いというご指摘だと思います。

議案の6ページをお開きいただければと存じます。6ページの4、情報の提供及び勤務の意思の確認という条項がございまして、こちらにつきましては、任命権者を当分の間、職員が年齢60歳に達する日の属する年度の前年度に当該職員に対して、必要な情報提供を行いながら意思確認をしていくということでございます。

ですから、先ほども冒頭で申し上げました退職者の説明会は、60歳に到達する年度の2月、この情報提供につきましては、59歳の属する年度の2月ですので、退職者説明会が行われるときに59歳の方も併せてこの説明をされるということで聞いております。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ありがとうございます。よく分かりました。

この定年延長が定着していけば、そこら辺のことについてはスムーズに流れていくと思っております。そのことを前提として、ライフプランも考えていかれると思います。ただ、これから過渡期に入って行くわけで、そこは職員の方お一人お一人のライフプランに密接に関係していくわけです。そこは丁寧に説明、取り扱いを要望として申し上げておきます。

以上です。

○弘豊委員長 次に、西谷委員。

○西谷知美委員 60歳で定年になって再任用する場合と短時間勤務があります。水道事業の性格から、短時間勤務は難しい部分もあると思います。そのあたりの人事の配置というか、今まで従事していたところでは難しい部分をどう考えていくのか、プランがあるのかどうか、お聞かせください。

○弘豊委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 短時間で対応が可能かどうかにつきましては、現行の再任用職員の制度におきましても、全て短時間の勤務が対象となっております。週5日、フルタイムで来られる形態の再任用制度もございまして、現在は短時間勤務ということですので、特に当該制度が導入され

たからといって、定年前再任用職員が短時間であることの不都合というのは、今のところ想定しておりません。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ご説明ありがとうございます。

既に今の時点で様々対応いただいております。移行に問題ないと理解をいたしました。

水谷委員も嶋野委員もおっしゃっていましたが、ライフプランと非常に関係してくるので、丁寧な説明を心がけていただくよう要望して、私からの質問を終わらせていただきます。

○弘豊委員長 そのほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

次に、議案第60号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 それでは、議案第60号について、1点、質問をさせていただきます。

オンライン化が進んでおる中、体育館にエアコンを設置することは、室内競技における熱中症事故を防ぐ有効な手段であると思います。そして、学校教育における児童・生徒の安全・安心はもとより、学校開放事業において利用されている登録団体の皆様にとっても、とても大事な試みであると考えております。この体育館に冷暖房設備が設置されることに伴い、今回、この使用料を定めております。30分につき1000円の根拠について、1回目、お聞かせ

ください。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 それでは、使用料の根拠につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

使用料につきましては、類似施設であります市立の体育館の冷暖房設備使用料を参考に、施設の使用料に対する冷暖房費の割合などを考慮して算出しているものでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 使用料については理解いたしました。

ちなみに、施設使用料はお幾らか、お聞かせください。あと冷暖房設備を使用する場合、こういった手続をするかも願います。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 施設使用料につきましてのご質問にお答えいたします。

学校開放事業の施設使用料につきましては、1時間500円、30分250円となっております。

手続の方法につきましては、施設の使用申請時と同時に冷暖房設備の使用に関しましても併せて申請していただくものとなっております。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 設備については理解いたしました。

3回目、最後になるんですけども、冷暖房設備使用の件について、ほかの団体、学校開放登録団体に対してはどのように周知していくのか、お聞かせください。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 周知の方法に

つきましてのご質問にお答えさせていただきます。

まずは、令和4年度に冷暖房設備の設置が完了いたします鳥飼北小学校と第三中学校、こちら2校の登録団体に対しまして、冷暖房設備が完備されることと、施設使用料に加えて冷暖房設備を使用する場合は、別途、使用料が必要となる旨をお伝えさせていただきます。

また、2校を含めその他の登録団体に関しましては、令和5年3月に実施を予定しております学校開放登録団体の説明会時にお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ご説明ありがとうございます。

30分につき100円、私個人的には非常に安い値段で利用できるのいいことだと思っております。今のところは鳥飼北小学校と第三中学校だけなので、引き続き、ほかの学校にも取り入れていけるよう要望し、私の質問を終わります。

○弘豊委員長 次に、水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問をさせていただきます。3点あります。

今回、損壊及び滅失ということでありました。本人の申告があれば分かると思うのですが、一体どなたが行って、弁償が進むのであれば、その金額をどう査定するのが1点目です。

2点目は、冷暖房設備がこれから鳥飼北小学校と第三中学校で取り付けをされます。学校施設を使用する方に対してももちろんあると思いますけど、万一のときの避難所として活用する話もあると思います。電気方式、ガス方式などあったと思いますが、ある程度、方向性が決まっているので

しょうか。

もう一つ、体育館は、一般の家庭みたくに限られた容積ではないわけです。仮に午前7時から使えることになった場合に、最低1時間前から入れておかないと効かないこともあると思います。そういうことも加味して考えておられるのかどうか、細かいことになりますが、お伺いします。

1回目、以上です。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 ただいまの3点のご質問にお答えいたします。

1点目、もし汚したり壊したりしたときはどのような形で連絡が入るのかというご質問でございます。実際に傷つけられたり壊された登録団体の方から実態をお伝えいただくのと同時に、学校の管理人の方からの情報であったり、学校の先生方からの伝言もでございます。

2点目は、避難所というところもあり、冷暖房がどのような形で使用されるのかについてです。体育館に冷暖房がつくことに関しましては、所管が教育政策課でありますがお聞きしている範囲でお答えさせていただきます。通常は都市ガスが採用されておりまして、都市ガスが災害時に停止した場合は、備蓄プロパンを活用して稼働するとお聞きしております。

3点目、実際に冷房がどれぐらいで効くのかというところは教育政策課が所管になると思いますが、冷暖房設備の使用時間に関しましては、学校開放の施設使用時間内と考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 詳しくご説明いただき、ありがとうございます。

今の答弁からすると、管理人の業務が重

要になってくると感じました。

私は、施設開放委員会の一員であり、身近に接しています。管理人も短時間で勤務されておられ、シルバー人材センターから来られている方が多いと思います。そういう意味で、年齢もかなり上がっています。その方たちの負担のことも考えていただきたいと思いますし、事前の研修と申しますか、平たく言ったら、1回お伝えして、伝わらないことも場合によったらあるかもしれません。そういう意味で、きちんと伝わったという研修をしていただいて、管理人が困らないように配慮していただきたい。

それから、LPガス、プロパンガスとの併用で理解ができました。避難所運営のときには、恐らくいらっしゃらない管理人が多いかと思います。内容は分かりました。

冷暖房設備、早めに入れて、徐々に冷やしながら進めたほうが省エネにつながるとか、いろいろなノウハウがあると思います。その辺も研究していただいて、円滑に運用ができるように進めていただきたいことを要望して終わります。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今までの第8条の文言を整備され、第10条にされる。新たに二つを加え、その一つが、出口委員もおっしゃっておられた、冷暖房の設備に関することであり、もう一つが新たな第8条になる、いわゆる使用者が学校施設等の使用権利を他人に譲渡し、という話です。

この点については、新たに条例の中で出てきており、今まで規則の中で盛り込まれていたとお聞きをしております。これを規則から条例に変えられる意味がどこにあるのか。恐らく今までも、使用される方に

こういったことはしっかり説明されてこられたでしょうし、今後もそこは変わらないと思います。何かその意味があるのか、お聞かせいただきたい。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回、新たに加える第8条、第9条に関して、第8条の権利譲渡等の禁止、また第9条の原状回復の義務は、地方自治法の第14条2の規定によりまして、条例によらなければならないとされる権利義務に関する規定でございましたので、法規の担当課と協議し、今回の条例の一部改正にあわせて整備することとしたためでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 条例の整備については、理解をいたしました。恐らく今までと実務的なところでは変わらないと思っておりますので、しっかりと使用者の方に説明できるようによろしくお願いを申し上げます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 私からは、議案第60号に関しては、体育館の冷暖房設備の料金発生を含めた経緯について確認させていただきたい。

私も、体育館ではないんですけども、コミュニティプラザなどを利用するとき、電気代100円、これは30分100円ではなく、午前中とか午後とかの時間に対して100円を支払っていました。この30分につき100円に対しては、最初、説明をいただいたとき違和感を感じなかったんです。このエアコンを設置した経緯が熱中症対策になってきます。コミュニテ

イプラザであれば、暑かったら冷房を入れ、寒かったら暖房を入れるのは、特に料金発生せずにできているわけです。例えば、学校施設を利用されているご高齢者のサークルがあったとして、暑かったり、寒かったりしたら冷暖房を利用されると思うんです。サークルというのは、月会費、割とお手頃な値段で設定されているかと思えます。施設として冷暖房を設備していただいたら非常に市民さんは喜ばれると思うんです。30分につき100円となると、例えば、2時間借りると400円で、毎週1回2回借りていると、サークル活動をする人数にもよりますが、少しずつ負担感が出てくることも感じます。

先ほど水谷委員もおっしゃっていたんですけれども、自分たちが2時間借りて冷房が効くまでの間を考慮すると、2時間半借りるとかになってくる。冷暖房設備の利用料に対する負担感が増すこととなります。この委員会が始まる前に他市の利用料を調べてみたんです。他市のエアコンがついているかどうかまで調べきれなかったもので、冷暖房費が別途かかるのは、吹田市も茨木市も池田市もなかったです。そのあたりについて、他市の事例については調べられたのかお聞かせください。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 他市の状況についてのご質問にお答えします。

北摂の7市3町によりますと、学校体育施設の使用料を徴収しておりますのは、箕面市と島本町になっております。冷暖房設備使用料を徴収しておりますのは、箕面市と池田市の2市だけになってございます。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 すみません、池田市なし

で、調べたんです。冷暖房費使用料を徴収されているということです。訂正になります。

幾つか、箕面市と池田市は徴収されている。摂津市も徴収する設定にはなっているんです。利用料設定の金額はどうなっているか、お聞かせください。

○弘豊委員長 西川課長代理。

○西川生涯学習課長代理 冷暖房設備を徴収している箕面市と池田市の使用料でございしますが、箕面市に関しましては、小学校体育館で1時間1,500円となっています。中学校体育館では1時間2,500円という料金設定になっております。

池田市につきましては、30分750円という料金設定になってございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 料金を徴収しているところに限って比較すると、非常に摂津市の設定が良心価格だと際立ってくるんです。ただやっぱり負担感が出てくるかどうかについて、今度、説明会で、ヒアリングしていただいて、一旦始めるにしても、今後どうしていくかも市民の意見も聞きつつ、考慮していただけていただけるとを要望として私の質問を終わらせていただきます。

○弘豊委員長 それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○弘豊委員長 それでは、再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決します。



議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第58号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 弘 豊

文教上下水道常任委員 水谷 毅